

光市医師会報

昭和51年3月発行

No. 44



青春は失策、壮年は苦闘、
老年は悔恨

(アイザック・ディズレーリ)

光市医師会

医師会月間行事

※2月24日(火)例会 於医師会館 午後7.30

○協議事項 (1)予防接種に関する事項 (2)休日診療について (3)呼吸器疾患調査について (4)3才児検診について (5)日医寄附金について

○報告(連絡)事項 (1)山口県医師会次期代議員会報告 (2)光市役所との協議会報告 (3)適配委員の委嘱について (4)次期役員の仕事分担について (5)光市医師会各部会の各会員担当について (6)国保協議会報告 (7)産業保健担当理事協議会報告 (8)風しん患者調査、抗体価測定検査について (9)再評価終了医薬品の取扱いについて (10)慢生保護法に関する通知 (11)健康福祉研究会の発足について (12)諸会議の開催(臨時代議員会、医師国保組合、医師連盟代表者会) (13)会員の入院

※3月10日(火)定例理事会 於医師会館 午後7.30

○報告事項 (1)県医臨時代議員会報告 (2)県医師国保組合会議報告 (3)医師連盟郡市代表者会議報告 (4)呼吸器疾患調査懇談会出席 (5)第5回市民夏季大学の光市医師会後援について (6)風疹患者の抗体検査について

○協議事項 (1)呼吸器疾患調査について (2)日医医師連盟寄附金について (3)山口県医師会各部会及び代表者について (4)徳山保健所昭和51年度健康診查出務について (5)昭和51年度予算案について

(6)予防接種の出務について (7)企業年金について

光市医師会と光市役所との協議会

日時 2月18日(水)午後7.00

場所 光商工会議所会議室

出席者 医師会：林医師会長、松村副会長、福本理事、富恵理事、大野理事。

市役所：松岡市長、岡本教育長、河村市民部長、政岡福祉事務所長、磯部市民病院事務長、福田福祉課長、西村社会課長、木村教育委員会総務課長、原田環境保健課長、山本予防衛生係長

協議会議題(議事の詳細は別冊による)

(1)学校保健

- (イ) 学校医の報酬について
- (ロ) 血液型検査料について
- (ハ) 心電図検査について
- (ニ) 健康統計資料の医学的検討について

(2)予防接種

- (イ) 提出した委託料要望書の市の意見について
- (ロ) 出務の合理化について
- (ハ) 予防接種及び副反応のPRについて
- (ニ) 個別接種について
- (ホ) 予防接種事故の補償について

(3)住民検診

- (イ) 循環器等健診について。昭和51年度の計画と委託料。昭和50年度の実施結果
- (ロ) 老人健診について。昭和51年度の計画と委託料。昭和50年度の実施

結果

(ハ) 乳児健診、3才児健診について。

昭和51年度委託料について

(4) 休日診療

(イ) 昭和50年度休日診療実施状況について

(ロ) 昭和51年度における助成の見とおしについて

(5) 呼吸器疾患等調査

(イ) 現在までの実施状況と今後の方針

(ロ) 呼吸器疾患調査の助成について

下松市、岩国市の助成状況、光市の意向について。

雇用保険法

1 適用事業

(1) 全面適用

雇用保険は、全産業に対して適用され、労働者が雇用される事業は、業種と規模のいかんを問わず、すべて適用事業となる（法第5条1項）

(2) 雇用保険に関する事務の処理単位となる

「事業所」の意味

事業主は、被保険者に関する各種の届出事務を行わなければならないが、この届出事務は、原則として、その事業所ごとに処理しなければならない。

2 適用事業についての諸手続

(1) 適用事業を開始した場合

雇用保険の保険関係は、当該適用事業の開始の日に、成立する
適用事業の事業主は、雇用保険に係る保

険関係の成立した日の翌日から10日以内に

(イ) 保険関係成立届

(ロ) 雇用保険適用事業所設置届

(ハ) 被保険者資格取得届（又は被保険者転入届）

(ニ) 労働者名簿

(ホ) 出勤簿（本年1月より）

(ヘ) 賃金台帳

以上の書類を労働基準監督署又は公共職業安定所に提出しなければならない。

3 被保険者

(1) 被保険者とならない者

(イ) 昼間学生

各種学校の学生については授業の時間、課程の内容等よりみて、昼間学生と同様であると認められる者は被保険者とならない。

(ロ) 定事使用人

女中、書生のような家使用人は、事業主に雇用される者とは認められないので、被保険者とはならない。ただし、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者が例外的に家事に使用されることがあっても被保険者となる

(イ) 臨時内職的に雇用される者

① その者の受ける賃金をもって家計の主たる部分を賄わない者、すなわち、家計補助的な者

② 反覆継続して就労しない者であって、臨時内職的に就労するに過ぎない者

- (ニ)法人の代表者
- (ハ)監査役、株式会社の取締役
- (ヘ)国外で就労する労働者
- (ト)在日外国人
- (チ)法第43条第1項各号に該当しない日雇労働者
- (リ)4ヶ月以内の期間を予定して行なわれる季節的労働に雇用される者
- (ヌ)船員保険の被保険者
- (ル)国都道府県市町村に雇用される者で雇用保険の失業給付の内容をこえる者

註：諸手続きに要する書類は医師会に用意してある

県医各部会の新設 光市医師会の担当者

1. 医業、税務、労務部会
担当理事 松村晴正、部員 渡辺貞雄
大野宗二
2. 医事紛争部会
担当理事 高橋建次、部員各裁定委員
富恵 哲
3. 高・準看・m、S、養成部会 担当なし

種痘及びジフテリア第三期予防接種の見合わせの措置について

(昭51. 1. 29付)

山口県衛生部長より県医師会長宛

記

1. 初回の種痘については、細胞培養痘そうワクチン(LC16m8株)の実施を見合わせる事
2. 第二期の種痘(小学校入学前6月以内)及び第三期の種痘(小学校卒業前6月

以内)は、いずれもその実施を見合わせる事。

3. ジフテリアの定期予防接種のうち小学校入学前6月以内に行う予防接種は、その実施を見合わせる事。

予防接種の対象疾病等 について

染谷予防種部会長より豊川伝染病
調査会長宛 昭 50. 12. 17.

資料

1. 痘そう

近年におけるわが国の痘そうの発生例としては、昭和48年、49年に各1例の患者侵入があった。また、現在なおエチオピア等には流行がみられ、わが国への痘そう侵入の危険が全くなくなったとは考えられない。しかしながら世界保健機構が行っている痘そう根絶計画が着々とその成果をあげていること、乳幼児の種痘に際して極めてまれではあるが重篤な副反応による事故が発生すること、また今回細胞培養痘そうワクチンが開発実用されること等を検討した結果、腫痘計画を当面次のごとく改正することが適当である。

(イ)平常時における初回種痘は生後36月から生後72月に至る期間に細胞培養痘そうワクチンを使用して実施する。

(ロ)痘そうに感染するおそれのある医療機関、研究機関及び海空港関係機関等に勤務する者に対して定期的に痘そうワクチン(在来株)による種痘を実施する。

(ハ)痘そう流行地への旅行者は、その出国に際して、痘そうワクチン(在来株)によ

る腫痘を必要に応じて実施する。

(二)国内に痘そうが侵入した場合は、緊急時の腫痘を痘そうワクチン(在来株)により一定範囲に限って実施する。

以上の措置に伴い、現行の小学校入学前6月以内及び小学校卒業前6月以内の種痘はいずれも廃止する。

2.ジフテリア

近年、ジフテリア患者発生は、急速に減少しているが今後さらに患者発生の防止と本疾患の根絶のため予防接種を積極的に推進する必要がある。接種年齢は、生後3月から生後47月に至る期間で第一期及び第三期接種を完了する。この場合原則として、百日ぜき、破傷風との三種混合ワクチンを使用することとし、百日ぜきが不要である場合には、破傷風との混合ワクチンの使用が望ましい。なお、第一期及び第二期の接種年齢の引上げ及びワクチンの効果等を考慮して第三期(小学校入学前6月以内)接種は廃止し、第四期(小学校卒業前6月以内)接種は、新しく第三期接種として実施する。この場合においては、ジフテリア、破傷風混合ワクチンを使用することが望ましい。

3.百日ぜき

百日ぜきの予防接種に関しては、昭和50年2月以降、そのあり方について検討を行い、同年3月に結論を報告したところである。今回さらに検討を加えたが、最近地域的に患者の発生が増加している傾向が認められるので、引続き接種を行う必要がある。しかしながら、その実施にあたってはサーベイランス等の結果及び地域特性を考慮し

て弾力的に実施する。

4.急性灰白髄炎

急性灰白髄炎の発生は、生ワクチンの投与によって急激に減少したが、免疫水準が低下すると再び流行するおそれがあるので今後も生ワクチンの投与を継続する必要がある。

5.腸チフス・パラチフス・発疹チフス及びペスト

これらの疾病は、環境衛生の改善、防疫対策の強化等により予防が可能と考えられるので、流行地への旅行等特別の場合を除き予防接種の必要はない。

6.コレラ

わが国の公衆衛生の現状では、たとえコレラ感染源が侵入しても大流行となるおそれはないので、平常時の予防接種は廃止することが妥当である。ただし、流行時あるいは流行のおそれのある場合に地域を限定して予防接種を行うことができるよう措置する。

7.ワイル病

ワイル病は地域的に流行する疫病で予防接種が有効であり、かつ、ワクチンの安全性も高いので、常在地においては、予防接種を実施することが望ましい。

8.インフルエンザ

わが国におけるインフルエンザは、保育所幼稚園、小中学校など集団生活をする小児により流行するので、これらの集団の免疫度を一定水準に維持するため、予防接種を推進する必要がある。なお、老人、慢性疾患の患者等インフルエンザに対して抵抗力の弱い者に対しても接種を行うことが望ましい。

9. 日本脳炎

戦後、流行をみた日本脳炎も、予防接種の普及及び近年の社会経済状態の変化にともなう、患者発生は、急激に減少したが本疾病の症状は重篤であり、致命率も高いところから、今後も予防接種を実施する必要がある。しかし、日本脳炎の発生は、地域的に著しい差異がみられるので、サーベイランスの結果に基づき必要のある地域において予防接種を実施する。

10. 破傷風

破傷風はひとたび発病するとその症状は重篤であり致命率も極めて高い。一方ワクチンは安全性も高くその効果は著明であるので、予防接種を実施する必要がある。幼小児期に接種する場合は、ジフテリア及び百日せきなどの混合ワクチンとして使用することが望ましい。なお、感染の危険の多い者に実施するものとし、この場合には破傷風単味のワクチンを使用する。

11. 麻疹

麻疹は現時点では小児にとって重篤な合併症の多い伝染病であるので予防接種を行う必要がある。しかし、発熱、発疹などの軽度の副反応が他のワクチンに比べて稍多い傾向にあるので個別接種等接種方法に十分に注意を払うことが必要である。

12. 風疹

妊婦及びその妊娠初期に風疹に罹患した場合先天異常児を出産するおそれがあるため予防接種の必要がある。すでに有効なワクチンが開発されて近く実用化されるので、中等学校の女子に対して接種を行うよう予防接種計画にとり入れる必要がある。

謹 弔

中間 視 十 代 先 生

数年来入院御療養中のところ、3月9日午前5時30分、横行結腸癌による肝転移のため御死去されました。

享年77才。つつしんで哀悼もうしあげます。

あ と が き

循環器系疾患の慢性疾患指導食品の中、ピーナツは要注意食品である。カロリーは607脂質は48.2グラムで大豆に較べて2.5倍も高い。たべすぎると動脈硬化は進行して、アムネジーを呈し失見当識になるらしい。

国会のひなだんで、居ねむりをするにはふさわしい陽春の候となったが、ロッキード旋風の嵐の中ではその暇もあるまい。

ふかれつつ柳の糸のそろひけり

(きみ子)

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 (77) -2061
発行者	林 孝 之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社